

平成24年

上砂川町議会会議録

第3回 臨時会

上砂川町議会

平成24年上砂川町議会（第3回臨時会）会議録目次

（4月24日）

議事日程	3
会議録署名議員	3
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員指名について	3
会期決定について	4
議案第27号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定について（原案可決）	4
閉会の宣告	5
出席議員	7
説明のため出席した者	8
事務局職員出席者	8

平成 2 4 年

上砂川町議会第 3 回臨時会会議録（第 1 日）

4 月 2 4 日（火曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 会
午前 1 0 時 1 2 分 閉 会

○議事日程 第 1 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 会期決定について
4 月 2 4 日 1 日間
- 第 3 議案第 2 7 号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定について

○会議録署名議員

7 番 川 上 三 男
8 番 横 溝 一 成

◎開会の宣告

○議長（堀内哲夫） おはようございます。ただいまの出席議員は、柳川議員から欠席の届け出がありますので、8 名であります。

なお、4 月の人事異動によりまして担当課長に変更がありましたので、ご紹介いたします。初めに、西村福祉課長。

○福祉課長（西村英世） 福祉課長の西村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（堀内哲夫） 次に、渡辺住民課長。

○住民課長（渡辺修一） 住民課長の渡辺です。よろしくお願いいたします。

○議長（堀内哲夫） 続きまして、是洞教育次長。

○教育次長（是洞春輝） 教育次長の是洞です。よろしくお願いいたします。

○議長（堀内哲夫） 続きまして、永井税務出納課長。

○税務出納課長（永井孝一） 永井です。よろしくお願いいたします。

○議長（堀内哲夫） 続きまして、中島議会事務

局長。

○議会事務局長（中島隆行） 中島です。よろしくお願いいたします。

○議長（堀内哲夫） また、新たに米田総務課長、飯山企画振興課長が本日の定例会より出席しておりますので、ご紹介いたします。最初に、米田総務課長。

○総務課長（米田淳一） 4 月 1 日付人事異動で総務課長を拝命いたしました米田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（堀内哲夫） 次に、飯山企画振興課長。

○企画振興課長（飯山重信） 4 月 1 日付の人事異動で企画振興課長を拝命いたしました飯山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（堀内哲夫） 以上でご紹介を終わります。

それでは、定足数に達しておりますので、平成 24 年第 3 回上砂川町議会臨時会は成立いたしましたので、開会いたします。

（開会 午前 1 0 時 0 0 分）

◎開議の宣告

○議長（堀内哲夫） 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員指名について

○議長（堀内哲夫） 日程第 1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 117 条の規定によって、7 番、川上議員、8 番、横溝議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎会期決定について

○議長（堀内哲夫） 日程第2、会期決定について議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日に決定いたしました。

◎議案第27号

○議長（堀内哲夫） 日程第3、議案第27号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま上程されました議案第27号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

上砂川町税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、上砂川町税条例の関係条項を改正するものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めてまいります。条例本文の内容が相当量となっておりますので、読み上げについては省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

本文の読み上げについては、省略することに決定いたしました。

それでは、副町長。

○副町長（奥山光一） それでは、ご指示によりまして、議案第27号について内容のご説明をいたします。

お手元に配付しております資料ナンバー1をご参照願います。このたびの改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴いまして、この法律に準拠し規定しております上砂川町税条例の関係条項の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、初めに個人町民税に係る改正でございます。アの町民税申告における控除対象項目の削除でございますが、寡婦控除額につきましてはこれまで年金等の源泉徴収票では項目がなく、町民税申告時におきまして控除額等を記載しておりましたが、年金等の源泉徴収票にこの寡婦控除額の記載がされることとなりましたことから、控除対象項目を削除するものでございます。

次に、イの退職分離課税に係る特例措置の廃止でございます。退職所得、いわゆる退職金に係る住民税の税額につきましては軽減税率の特例を10%控除するという適用がございましたが、これを廃止するものでございます。

ウの均等割税率の特例の新設でございます。平成26年度から平成35年度までの10年間に限り、防災施策の実施に必要な財源確保を図る目的に個人町民税の均等割を500円引き上げまして現行3,000円を3,500円とするもので、表内にございますように道民税につきましても同様に500円の引き上げがされるということから、道民税と町民税合わせまして1,000円の引き上げとなるものでございます。10年間の特例措置ではございますが、町民税の増税となりますことから、この引き上げ分の取り扱いにつきまして情報等を得て、今後町民への周知を図ってまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解を願いたいと存じます。

続きまして、(2)、固定資産税関係の改正でございます。アの家屋の附帯設備に係る適用条項

の整理につきましては、地方税法施行規則の改正によりまして適用条項が変更となりましたので、整理をするものでございます。

イの固定資産税に係る特例期間の延長でございますが、土地に係る固定資産税の特例について平成21年度から23年度までの時限により軽減措置が講じられておりましたが、これが平成24年度から26年度までの3年間延長となることから改正するものでございます。

資料につきましては次のページ、裏面にございます。ウの公益社団法人の減免に係る申告書類の追加でございますが、学校法人やNPO法人等が固定資産税の減免を受ける場合に非課税法人である旨の書類の添付が義務づけられましたので、この関係規定を追加するものでございます。

次に、3点目の町たばこ税の改正でございます。都道府県と市町村の税収の増減調整を図るため、旧3級品以外のたばこで644円引き上げ5,262円に、旧3級品たばこで305円引き上げて2,495円とするものでございます。なお、この町たばこ税率の増額分につきましては道たばこ税を引き下げとなりますことから、たばこ本体の価格に影響するものではございませんので、ご理解願いたいと存じます。

続きまして、4点目の東日本大震災の被災者の負担軽減措置関係でございます。東日本大震災の被災者に対する税の負担軽減措置につきましては、既に条例等の改正をしてございますが、このたびの地方税法の改正に伴いまして適用条項が変更となりましたので、関係条例の整理を行うほか、アの国保税の譲渡期限延長の特例期間の延長とエの被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限につきまして、減免措置に係る譲渡期限が3年から7年と延長となりましたことから、この条項につきまして追加をするものでございます。

施行期日でございますが、公布の日から施行いたしまして平成24年4月1日から適用するものでございますが、町民税の分離課税に係る所得割の

額の特例の廃止につきましては平成25年1月1日から、町たばこ税の税率の改正につきましては平成25年4月1日から、町民税の申告に係る控除対象項目の削除に係る改正につきましては平成26年1月1日から施行するものでございます。

以上が内容の説明でございますが、議長のお取り計らいによりまして条例本文の読み上げにつきましては省略させていただきますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由並びに内容の説明が終了いたしましたので、これより順次、質疑、討論、採決を行ってまいります。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第27号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（堀内哲夫） 以上で本臨時会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

したがって、平成24年第3回上砂川町議会臨時会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

（閉会 午前10時12分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 堀 内 哲 夫

署 名 議 員 川 上 三 男

署 名 議 員 横 溝 一 成

出席議員

議席 番号	氏 名	3 臨
		4.24
1	堀 内 哲 夫	○
2	水 谷 寿 彦	○
3	斎 藤 勝 男	○
4	数 馬 尚	○
5	高 橋 成 和	○
6	大 内 兆 春	○
7	川 上 三 男	○
8	横 溝 一 成	○
9	柳 川 暉 雄	×

説明のため出席した者

役 職 名	氏 名	3 臨
		4.24
町 長	貝 田 喜 雄	○
副 町 長	奥 山 光 一	○
教 育 長	林 智 明	○
教 育 委 員 長	栗 原 順 道	○
監 査 委 員	横 林 典 夫	○
監 査 事 務 局 長	中 島 隆 行	○
総 務 課 長	米 田 淳 一	○
企 画 振 興 課 長	飯 山 重 信	○
企 画 振 興 課 参 事	山 本 丈 夫	—
住 民 課 長	渡 辺 修 一	○
福 祉 課 長	西 村 英 世	○
税 務 出 納 課 長	永 井 孝 一	○
教 育 次 長	是 洞 春 輝	○
福 祉 医 療 セ ン タ ー 参 事	清 野 勝 吉	○
福 祉 医 療 セ ン タ ー 参 事	高 橋 良	○

事務局職員出席者

職 名	氏 名	3 臨
		4.24
議 会 事 務 局 長	中 島 隆 行	○
書 記	三 上 美 知 子	○